B）平成27年11月14日から

料金の徴収区間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
湯殿山インターチェンジから庄内あさひインターチェンジまで	190.477	190.477	285.715	333.334	523.810
庄内あさひインターチェンジから鶴岡インターチェンジまで	285.715	333.334	380.953	523.810	809.524
庄内あさひインターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	476.191	571.429	666.667	904.762	1,428.572
鶴岡インターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	619.048
鶴岡ジャンクションから庄内空港インターチェンジまで	190.477	190.477	238.096	333.334	523.810
庄内空港インターチェンジから酒田インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	238.096	428.572
庄内空港インターチェンジから酒田中央インターチェンジまで	238.096	285.715	285.715	380.953	666.667
酒田インターチェンジから酒田中央インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	238.096
酒田中央インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまで	95.239	142.858	189.814	238.096	380.953

1．⑶⑮ルの次に次のとおり加える。

ヲ　Tohoku Expressway Pass

⑴　割引をする自動車

⑵に定める期間のうち連続する最大２日間から最大14日間までのいずれかの間に、⑶に定める適用区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込み（⑷に定める最大日数の開始日が平成27年11月１日から平成28年９月30日までの申込みに限る。）がなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

最大日数	普通車
２日間	4,000円
３日間	5,500円
４日間	7,000円
５日間	7,500円
６日間	8,000円
７日間	8,500円
８日間	9,000円
９日間	9,500円
10日間	10,000円
11日間	10,500円
12日間	11,000円
13日間	11,500円
14日間	12,000円

⑶　実施する期間

平成27年11月１日から平成28年10月13日まで

⑷　適用区間

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

別表３のうち、

「日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、鶴岡ジャンクション・酒田みなと間、岩城・河辺ジャンクション間）

	酒田みなと
酒　田	11.9

」を

「日本海東北自動車道（新潟中央ジャンクション・荒川胎内間、鶴岡ジャンクション・酒田みなと間、岩城・河辺ジャンクション間）

		酒田みなと
	酒田中央	7.0
酒　田	4.9	11.9

」に改める。